

# 1. CDM/JI に関する国際的な決定事項とその解説

## 1.1 マラケシュ合意

2001年11月に、モロッコのマラケシュにおいて開催された COP7 で、マラケシュ合意が採択された。ここでは、7月の COP6 再開会合（於：ボン）で合意された途上国支援に関する決定、及び当時交渉が終了しなかった吸収源、遵守、京都メカニズム等に関する決定等が行われた。

COP7 における検討の最大の焦点は、京都メカニズムに関する法的ルールの策定であった。特に論点となったのは、以下の点である。

- 京都メカニズムの参加資格
- 遵守制度
- 吸収源の報告内容の質
- 政策措置による途上国への悪影響の報告との関係

マラケシュ合意の全文は、下記の Web サイトから入手可能である（英文のみ）。

FCCC/CP/2001/13/Add.1

I. THE MARRAKESH MINISTERIAL DECLARATION 及び

II. THE MARRAKESH ACCORDS

<http://unfccc.int/resource/docs/cop7/13a01.pdf>

FCCC/CP/2001/13/Add.2

II. THE MARRAKESH ACCORDS (continued)

<http://unfccc.int/resource/docs/cop7/13a02.pdf>

FCCC/CP/2001/13/Add.3

II. THE MARRAKESH ACCORDS (continued)

<http://unfccc.int/resource/docs/cop7/13a03.pdf>

FCCC/CP/2001/13/Add.4

OTHER DECISIONS ADOPTED BY THE CONFERENCE

AT ITS SEVENTH SESSION

<http://unfccc.int/resource/docs/cop7/13a04.pdf>

## 1.2 CDM 理事会及び専門家パネル

### (1) CDM 理事会概要

2001年に開催されたCOP7において、CDM理事会(Executive Board)はCOP/MOP(京都議定書の締約国会合)の権限と指導のもとCDMを監督する機関として設置が決定され<sup>1</sup>、その第1回会合がCOP7の期間中に開催された。CDM理事会はCDM理事会は10名の構成メンバー及び代理(Alternates)から成り、日本からは理事会副議長(2002年まで)として経済産業研究所理事長の岡松壮三郎氏が選任された。

CDM理事会は、COP/MOPへガイダンスや活動の報告、運営組織の指定などさまざまな役割を担う(詳細な役割は後述)。また、CDMを運営するためには多岐にわたる分野で専門的な細則を決定する必要があるため、理事会は各分野に対応する下部組織を設置することができる。図1.1に理事会とその他の機関の組織図を示した。

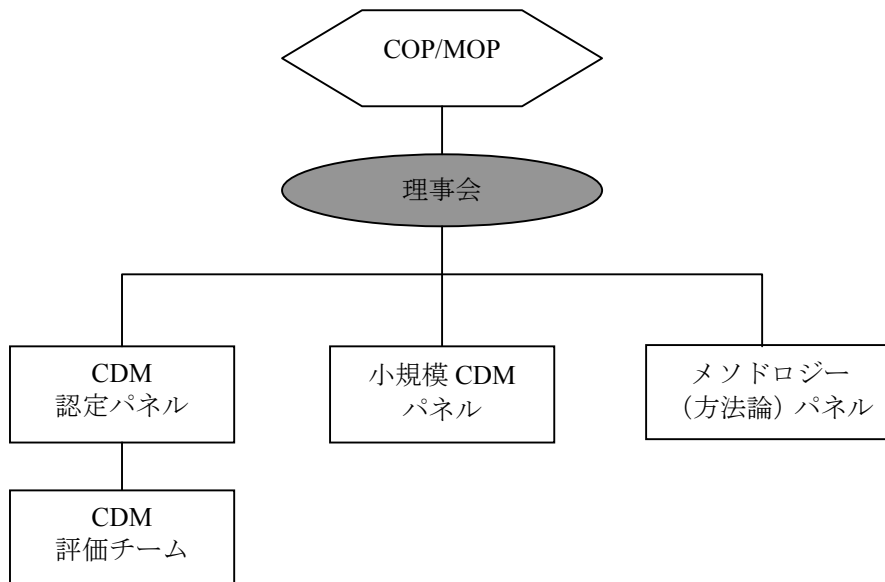


図 1.1 理事会とその他の機関の関係

### (2) 役割

CDM理事会の主な役割は、CDMプロジェクトの方法論、手続きなどの仕組みを決定することと、CDMという枠組み全体の運営である。理事会の詳細な役割は、マラケシユ合意に記述されておりその概要は以下のとおりである。

Decision 17/CP.7 CDM M&P パラ 5 より

- CDM登録簿を開発、整備する
- CDMプロジェクトを登録する<sup>2</sup>

<sup>1</sup> FCCC/CP/2001/13/Add.2

<sup>2</sup> Decision 17/CP.7 CDM M&P パラ 36: CDM理事会は有効化審査を通ったプロジェクトを正式に受理(acceptance)する。(9ページ図2.1参照)

- ・ CDM の方法及び手順に関して COP/MOP に提言を行う
- ・ COP/MOP の会合において活動報告を行う。
- ・ ベースライン、モニタリング計画、プロジェクトの影響が及ぶ範囲などに関する新しい方法論（New Methodology）を承認する。
- ・ 小規模プロジェクト活動のための簡易手法、手順、定義に関する検討を行い、COP/MOP に対して提言を行う。
- ・ 運営組織（Operational Entity）の認定を行い、その指定を COP/MOP に提言する。その他再認定、認定の一時停止、撤回（withdrawal）、認定手順と基準の決定と見直しなどの活動が含まれる。

### （３） CDM 理事会の構成メンバー

理事会のメンバーは合計 10 名で、それぞれ 5 つの各国連地域グループの京都議定書締約国から 5 名、その他附属書 I 締約国から 2 名、非附属書 I 締約国から 2 名、小島開発途上国から 1 名選出される。日本からは理事会のメンバーに岡松氏が選任されている。現在の構成メンバーは表 1.1 のとおりである。

表 1.1 CDM 理事会の構成メンバー

Members	Alternates
Mr. John W. Ashe	Ms. Desna Solofa
Mr. Jean-Jacques Becker	Mr. Martin Enderlin
Mr. John Shaibu Kilani	Mr. Ndiaye Cheikh Sylla
Mr. Sozaburo Okamatsu	Ms. Sushma Gera
Mr. Oleg Pluzhnikov	Ms. Marina Shvangiradze
Mr. Hans Jürgen Stehr	Mr. Georg Børsting
Mr. Hassan Tajik	Mr. Chow Kok Kee
Mr. Franz Tattenbach	Mr. Fared Al-Asaly
Mr. Abdelhay Zerouali	Mr. Xuedu Lu
	Mr. Eduardo Sanhueza

### （４） 専門家パネル

CDM 理事会はマラケシュ合意によって規定されている CDM に係る膨大かつ専門的な事項を決定するため、専門分野を担当する諮問組織として専門家パネルを設置している。現在 3 つのパネルが設置されており、それぞれの分野で活動している。これらのパネルは、①CDM 認定パネル（CDM Accreditation Panel）、②CDM 方法論パネル（CDM Methodology Panel）、③小規模 CDM パネル（Small Scale CDM Panel）の 3 つのパネルである。以下にその概要として目的、経緯、メンバー等を概説する。

#### ① CDM 認定パネル

##### ■概要

認定パネルの目的と役割は、OE の認定手順に従い、申請組織（Applicant Entity : AE）

より提出された申請書を審査し、理事会へ認定の決定に関する提案を行うことである。実際の審査は認定パネルの実働グループである評価チームが行う。評価チームが行うAEの審査には、机上審査、現地調査、AEが提出した分野の審査の立会い審査(witnessing)が含まれる。認定パネルに係る組織を図1.2に示した。

認定パネルに関するこれまでの経緯を示す。2002年1月に開催されたCDM理事会第2回会合において、OE認定のための手順の検討が開始された。第5回会合(2002年8月)では、CDM理事会が具体的なAEの審査方法を決定し、AEの審査を行うべく募集を開始した。2003年3月までに、多くのAEが申請を行い、現在審査が行われており、近い将来、運営組織が正式に指定される(指定運営組織: Designated Operational Entity: DOE)とみられている。

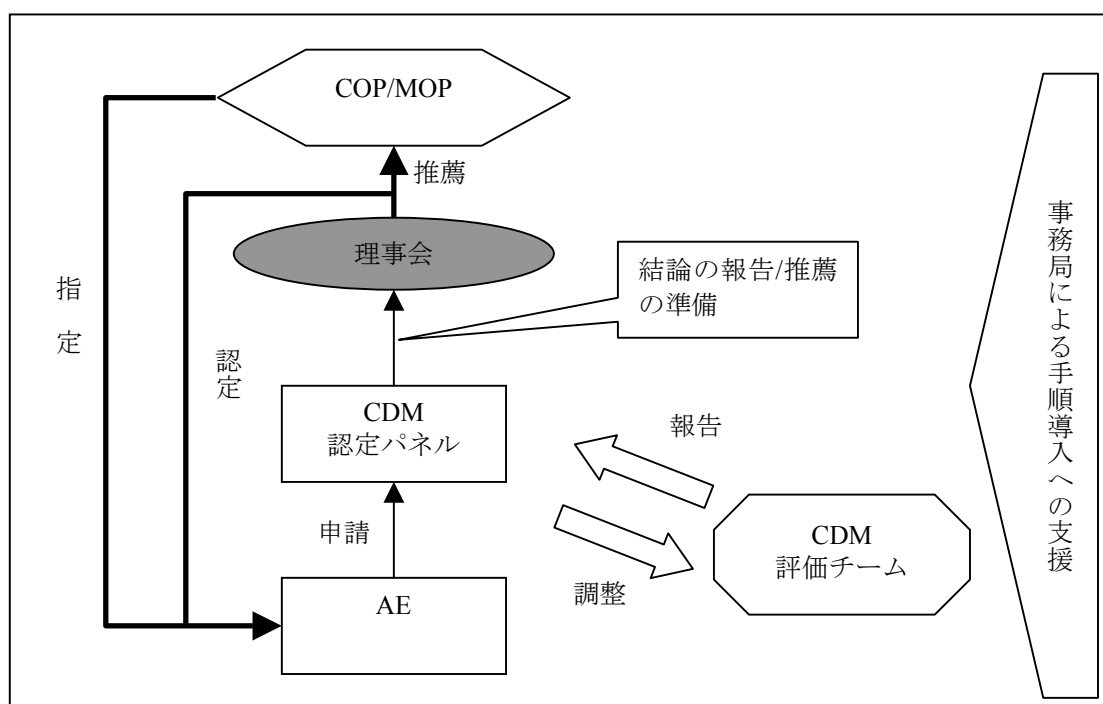


図 1.2 OE の認定 (気候変動枠組条約条約事務局ホームページより作成)

■ 構成メンバー

認定パネルを構成するメンバーは表 1.2 のとおりである。日本からは日本適合性認定協会の大坪孝至氏がメンバーとして参加している。

表 1.2 認定パネルメンバー

メンバー	
Mr. John Shaibu Kilani	◎
Mr. Oleg Pluzhnikov	○
Mr. Vijay K. Mediratta	
Ms Maureen Mutasa	
Mr. Raul Prando	
Mr. Takashi Ohtsubo	
Mr. Arve Thendrup	

◎議長、○副議長

現在までに認定の申請をしているのは表 1.3 に示す機関である（2003 年 3 月現在）。

表 1.3 申請中の AE

申請機関 (AE) (2003 年 3 月現在)
朝日監査法人
(財) 日本品質保証機構
(株) 日本環境認証機構
(社) 日本プラント協会
(株) トーマツ審査評価機構
(株) 中央青山 PwC サステナビリティ研究所
BVQI Holdings Ltd.
Det Norske Veritas Certification Ltd. (DNV Certification Ltd)
The Korea Energy Management Corporation
TÜV Anlagentechnik GmbH
TÜV Süddeutschland Bau und Betrieb GmbH (TÜV Süddeutschland)
PricewaterhouseCoopers Certification B.V.
SGS UK Ltd. (SGS = Société Générale de Surveillance)

## ② CDM 方法論パネル

### ■ 概要

方法論パネルは、ベースラインとモニタリング計画に関する CDM プロジェクトの規則全般を作成して CDM 理事会に答申することを目的としており、プロジェクト設計書 (PDD)、意思決定のためのデシジョンツリーの開発なども検討する。方法論パネルで検討された PDD は、現在バージョン 01 が公開されている。

経緯としては、まず 2002 年 1 月に開催された CDM 理事会第 2 回会合において、ベースライン及びモニタリング計画の方法論 (メソドロジー) に関するガイドラインについて議論した。そして、第 3 回会合においてベースライン及びモニタリング計画の方法論に関する提案を行う方法論パネルが設置された。また、第 4 回会合において方法論パネルの委託事項の範囲を広げ、ベースラインとモニタリング計画の新しい方法論を検討することとした。

### ■ 構成メンバー

方法論パネルを構成するメンバーは表 1.4 のとおりである。

表 1.4 方法論パネルメンバー

メンバー
Mr. Jean-Jacques Becker ◎
Mr. Franz Tattenbach ○
Mr. Vladimir K. Berdin
Mr. Oscar Coto
Mr. Christophe de Gouvello
Mr. Liu Deshun
Ms. Jane Ellis
Ms. Sujata Gupta
Mr. Michael Lazarus
Mr. Roberto Schaeffer
Mr. Harald Winkler
Mr. Peter Zhou

◎議長、○副議長

### ③ 小規模 CDM パネル

#### ■ 概要

同パネルは、小規模 CDM プロジェクトの簡素化された手続きの具体案を作成し、CDM 理事会に答申することを目的としている。具体的には、簡素化された手続きを適用するプロジェクトの範囲、複数のプロジェクトのバンドリング（ひとまとめにする）、ベースライン、モニタリング計画の簡素化、手順の簡素化等がある。

2002 年 4 月に開催された CDM 理事会第 3 回会合において小規模 CDM パネルの設置が合意された。同パネルは直ちに検討を開始し、同年 7 月に「簡素化された手続き案」を作成し、8 月の第 5 回会合において「簡素化された手続き案」について理事会に答申を行った。

#### ■ 構成メンバー

小規模 CDM パネルのメンバーは、以下の表 1.5 のとおりである。日本からは電力中央研究所の杉山大志氏がメンバーに選ばれている。

表 1.5 小規模 CDM パネルメンバー

メンバー	
Mr. John W. Ashe	◎
Mr. Sozaburo Okamatsu	○
Mr. Albert Binger	
Mr. Serguei Molodtsov	
Ms. Martina Bosi	
Mr. Cisse, Moussa Kola	
Mr. Pedro Maldonado	
Mr. Binu Parthan	
Mr. Govinda Raj Timilsina	
Mr. Lasse Ringius	
Mr. Taishi Sugiyama	
Mr. Steven Thorne	

◎議長、○副議長